

# 種苗法—その制度面と手続面

農林水産省 高橋 信慶\*

## 要 約

種苗法に基づく品種登録制度は、植物の新品種を育成した者に対し、特許権、商標権等と並ぶ知的財産権の一つである育成者権を付与し、その権利を保護することにより、植物の新品種の育成の振興を図る制度である。品種登録制度に関しては、平成10年の種苗法改正以降、国内外の侵害事例が顕在化してきており、近年育成者権の強化の観点から種苗法の改正が行われている。品種登録制度には、特許制度と類似する点が多くある一方で、植物を対象としていること、農業に関わることなどから、品種登録の要件、育成者権の範囲、審査手続等において特徴的な点が少なくない。本稿では、特許制度等と比較しながら、品種登録制度の制度と手続について概説するとともに、最近の動向、品種登録制度に係る課題、論点等についても簡潔に紹介することとする。

## 1. はじめに

種苗法(平成10年法律第83号。以下「法」という。)は、品種登録制度及び指定種苗制度の二つの制度について規定し、これらの両制度により、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする法律である(法第1条参照)。

種苗は、農林水産業の生産の基礎となるものであり、高品質、早収、多収、耐病害性等の点において優れた遺伝的性質を有する新品種が多数育成されるとともに、優良な品種の種苗が生産者に確保されることが農林水産業の発展にとって不可欠である。

ところで、新品種の育成には、専門的な知識、技術、経験等が欠かせないほか、長期の年月、多大な労力、資金等を要する場合が多い一方で、植物の性質上、いったん新品種が育成されると、これを第三者が増殖することは比較的容易である。このため、新品種の育成者が育種に要した投資を回収することを可能とし、さらなる新品種の育成に対する意欲を高めるため、新品種の育成者の権利を法律上保護する必要がある。また、種苗は、その外観からだけでは、品種、発芽率等の品質を識別することが困難であることから、生産者が品質の確保された種苗を入手することができるようにするためには、種苗の流通段階における表示に関する規

制、種苗業者の届出、生産等に関する基準の設定等の規制を行う必要がある。そこで、法は、①国際的な品種保護制度を定めたUPOV条約(植物の新品種の保護に関する国際条約)に沿った品種登録制度を設けて(法第2章)、農林水産植物の新品種を育成した者に知的財産権の一つである育成者権を与えることにより、新品種の育成の振興を図るとともに、②指定種苗の表示に関する規制、生産等に関する基準の設定等を定めた指定種苗制度を設けて(法第3章)、種苗の流通の適正化を図ることとしている。

本稿では、種苗法のうち品種登録制度の制度面及び手続面について解説することとした。

## 2. 品種登録制度について

### (1) 意義

品種登録制度は、植物の新品種の育成者に対して知的財産権の一つである育成者権を付与し、その権利を保護することにより、新品種の育成の振興を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする制度である。

我が国においては、品種登録制度の導入後、出願・登録の件数が増加してきている<図1参照>。

\* 農林水産省生産局知的財産課法令専門官

新品種の出願登録件数は増加傾向であり、有効な登録件数は毎年増加している

平成19年度 出願:1,533件(うち外国育成577件)  
 登録:1,432件  
 有効な登録件数:7,568件(19年度末)

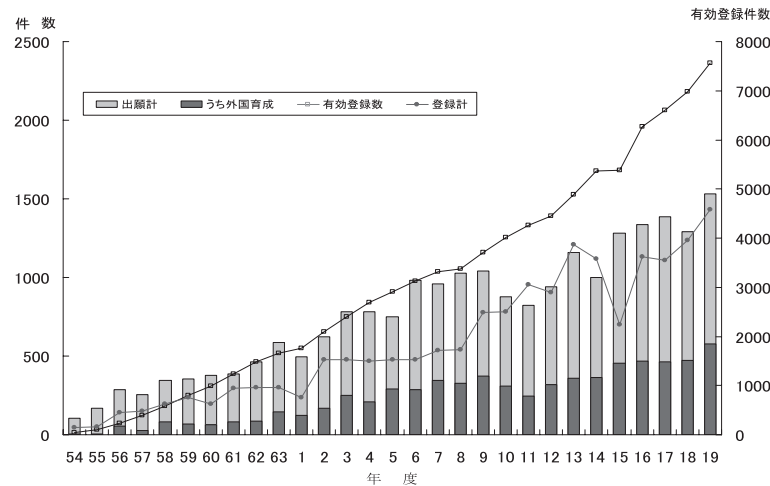


図1 新品種の出願・登録の状況

なお、平成18年(2006年)の出願件数は、EU(2,736件)、米国(1,452件)に次ぎ、世界第三位の件数(1,358件)となっている。

(2) 沿革・改正の経過

ア (旧) 種苗法

植物の新品種の育成者を共通の基本原則に沿って保護する重要性が高まり、昭和36年(1961年)に、西欧諸国を中心として、植物の新品種の国際的な保護制度を定めた「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV条約)が締結され、昭和43年(1968年)に発効した。我が国もUPOV条約に加入すべく準備を進め、昭和53年(1978年)に、名称登録制度を設けていた<sup>(1)</sup>農産種苗法を全面改正して(旧)種苗法に改め、品種登録制度を導入した上、昭和57年(1982年)にUPOV条約に加入した。もっとも、(旧)種苗法は、規制法の形式をとり、品種登録者が法的権利を有すると理解してよいかについて議論があった。

イ (現) 種苗法

平成3年(1991年)に、保護対象植物の拡大、育成者権の強化等を内容とするUPOV条約の改正が行われた(改正条約を「91年条約」という。)<sup>(2)</sup>。我が国は、91年条約の発効する平成10年(1998年)に91年条約の内容に準拠した(現)種苗法(平成10年法律第83号)に全部改正し、品種登録者が「育成者権」という法的権利を有することが明確化した。

ウ 平成15年(2003年)改正

(現)種苗法に全面改正後、我が国の優良な登録品種の種苗が違法に国外に持ち出され、その収穫物が輸

入される事態が発生し、特色ある産地づくりに取り組む農家、産地等に対する影響が顕在化するようになっていた。このため、知的財産立国の取組みの一環として、育成者権の十分な保護を図る観点から、平成15年(2003年)に、①育成者権の侵害に対する罰則の対象を、種苗段階での権利侵害に加え、収穫物段階での権利侵害にまで拡大するとともに、②法人に対する罰金額の上限を、300万円から1億円に引き上げることなどを内容とする一部改正が行われた。

エ 平成17年(2005年)改正

平成15年(2003年)の開始後、登録品種の収穫物が加工され、育成者権の効力が及ばない加工品として、脱法的に我が国に輸入される例が認められるようになった。このため、平成17年(2005年)に、①登録品種の収穫物から直接生産される一定の加工品に対して育成者権の効力を及ぼすとともに、②育成者権の存続期間を5年延長することなどを内容とする一部改正が行われた。

オ 平成19年(2007年)改正

品種登録制度の発足以降、育成者権が知的財産権として定着しつつあり、登録件数、育成者権の譲渡件数が増加するなど、育成者権の経済的価値が広く認められるようになった一方で、近年、育成者権侵害が疑われる事例が顕在化しながら、育成者権の侵害行為を発見しても損害の回復まで至らず、また、育成者権の侵害行為に対する抑制が十分に働いていないなどの問題が生じていた。さらに、登録品種ではない種苗に登録品種と誤認されるおそれのある表示が付されるなどの

問題も生じていた。このため、平成19年(2007年)に、①育成者権侵害に対する訴訟上の救済を円滑化するため、特許法等の他の知的財産権法における制度を踏まえ、民事訴訟法の特則規定の整備、②育成者権侵害罪の罰則の引上げ等、③品種登録表示の努力義務化、虚偽表示の禁止などの改正が行われた。

(3) 制度の概要<図2参照>

品種登録制度においては、品種登録を受けようとする新品種の育成者等が、農林水産大臣あてに、品種登録の出願をし、審査を経て、要件を満たしていると判断されると、品種登録がされ、育成者等に知的財産権の一つである育成者権が付与される。このように、育成者権は、特許権、商標権等と同様に、行政庁による登録により発生する知的財産権である点で共通であるなど、類似する点が多くある一方で、品種登録制度が植物を保護対象としていることなどから、特徴的な点も有している。

育成者権を有する者(育成者権者)は、登録品種の種苗、収穫物及び政令で指定する加工品について、業として利用(生産、譲渡、輸出入等)する権利を専有する。育成者権者は、その許諾なく種苗等を利用した者に対し、差止請求、損害賠償請求・不当利得返還請求等を行うことができ、また、故意に育成者権を侵害した者は刑事罰の対象となる。

のきのこを定めている(種苗法施行令第1条)。

(5) 品種登録の要件

品種登録を受けることができる者は、新品種を育成した者又は承継人であり、品種登録の主要な要件としては、区別性(Distinctnes)、均一性(Uniformity)、安定性(Stability)、品種名称の適切性及び未譲渡性がある。

品種登録の要件と特許要件とを比較すると、その内容に異なる部分があるものの、区別性の要件が特許要件の新規性の要件に、均一性及び安定性の要件が特許要件の産業上の利用可能性の要件に相当するものと理解することができる。

特許要件である進歩性については、品種登録の要件とされていない。これは、品種登録制度においては、進歩的な品種の育成だけでなく、特に、草花類・観賞樹については多彩な品種の育成が重要なものと考えられているためである。

ア 育成

育成とは、人為的変異(人為交雑、放射線照射、薬品処理等により生じた変異)又は自然的変異(自然交雑、枝変わり等の突然変異により生じた変異)に係る特性を固定し、又は検定することをいう。このように、変異の原因を人為的変異に限定していないことは、品種登録制度の特徴の一つである。

イ 区別性(Distinctnes)

区別性とは、品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されることをいう(法第3条第1項第1号)。

特性とは、重要な形質に係る特性のことである。重要な形質については、審査基準の国際的な標準と必ずしも合致していないなどの問題点が指摘されていたことから、平成20年4月に新告示(平成20年農林水産省告示第534号)を制定し、審査基準の国際標準化を図っている。

「他の品種」とは、出願品種と育成を異にする品種(別品種又は他人の独立育成に係る同一品種)であり、出願品種(当該出願に係る育成者によって育成された品種)は「他の品種」ではなく、出願品種自体が公知となっても区別性は否定されないと解すべきである。この点に関して、知的財産高等裁判所平成18年12月21日判決(判例時報1961号15頁参照)は、種苗法第3条第1項第1号が「同一の品種」を含まないと解する

—種苗法による品種登録と育成者権の付与・保護—

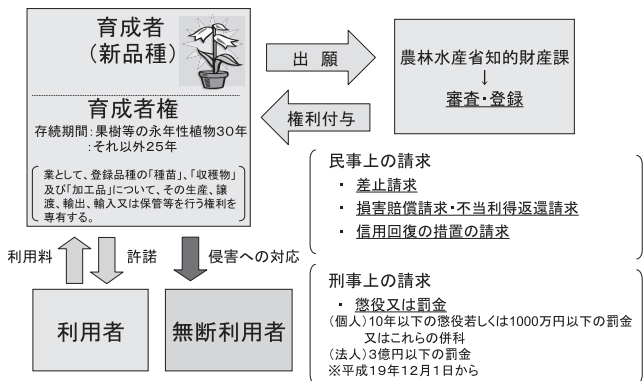


図2 植物新品種の保護制度の概要

(4) 保護対象植物

品種登録制度においては、栽培されるすべての植物が保護対象となる。微生物等については植物の範囲に含まれるか否かに争いがあることから、種苗法は、品種登録制度の保護対象となる植物の範囲を明確化するため、「農林水産植物」の定義規定を設けるとともに(第2条第1項)、政令で定める植物として、現在32種類

ことは、種苗法の趣旨に反し相当ではない。』、『他の品種』とは、同号所定の明確区別性を判断する前提として当該出願品種と対比すべき既存品種を意味するものであり、同号は、公然知られた既存の品種と対比して、当該出願品種がその特性の全部又は一部によって明確に区別されることを品種登録の要件として定めたものというべきであって、出願品種が、公然知られた既存品種と客観的に同一の品種である場合を含めて上記既存の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されるものでないときは、同号所定の品種登録要件を欠くと解するのが相当である。』、もっとも、同号の「出願品種と対比すべき既存の品種」が「出願品種そのものである場合には、同号所定の品種登録の要件を欠くことにはならず、その場合には専ら同法第4条第2項において規律されるものと解するのが相当である（本来、ある品種の種苗又は収穫物が譲渡された場合には、当該品種は公然知られたものとなるのが通常であるから、種苗法4条2項は、品種の育成の振興という政策的観点から、出願品種の譲渡等の場合につき一定の要件の下で同法3条1項1号の例外を定めたものをいうべきである。」と判示している。この判示部分にある「同一の品種」が、他人の独立育成に係る同一品種を指しているのか、これに出願品種自体を含めた同一品種を指しているのかは明らかではなく（なお、上記判決においては、問題となった出願品種と既存品種とが独立に育成されたと認定されている。）、その意図するところは必ずしも明らかではないものの、種苗法第4条第2項が同法第3条第1項第1号の例外を定めたものをいうべきである、との判示部分からして、同判決は、「他の品種」には出願品種自体も含まれると解していると理解することが可能であろう。しかしながら、後述する種苗法第4条第2項が規定する未譲渡性の要件は「業として」の「譲渡」についてのみ問題としている（上記判示部分の「出願品種の譲渡等」の「等」が何を指しているのかが不明である。）。上記判示部分の理解によれば、出願品種が「業として」の「譲渡」ではない事由（刊行物への記載、品評会への出展等）により公知になった場合には、未譲渡性の要件の問題ではなく、区別性の要件の問題として処理され、区別性の要件を欠くとの判断がされることになりかねない。これは、これまでの品種登録の審査実務とは異なるものであるばかりか、「他の」品種と規定する種苗法の文言やUPOV条約の規定の仕方からも無

理があるといわざるを得ない。前述のとおり、上記知財高裁判決の判示部分の趣旨は必ずしも明らかではないが、その捉え方によっては、少なからず影響が生じることが考えられるので、ここで指摘させていただくこととした次第である（なお、詳細については、渋谷達紀「知財年報2007・別冊NBL・No.120・24頁以下参照」）。

#### ウ 均一性 (Uniformity)

均一性とは、同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していることをいう（法第3条第1項第2号）。

#### エ 安定性 (Stability)

安定性とは、繰り返し繁殖させた後においても特性の全部が変化しないことをいう（法第3条第1項第3号）。

#### オ 品種名称の適切性

品種名称の適切性の要件は、出願品種の名称が既存の品種、登録商標と同一又は紛らわしいものでないことなどである（法第4条第1項）。

#### カ 未譲渡性の要件

未譲渡性の要件とは、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から1年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から4年（永年性植物の品種にあつては6年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていないことをいう（法第4条第2項本文）。ただし、その譲渡が試験研究目的のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合には、未譲渡性は喪失しないとされている（同項ただし書）。

#### (6) 品種登録制度と特許制度との関係

植物の新品種に関しては、品種登録制度のほか、特許制度の対象にもなり得るところである。もっとも、特許要件の一つである進歩性との関係で、常套的な育成方法を用いて育成された新品種については特許要件を満たさないものと考えられる。特許については、植物の新品種自体（品種レベル）を対象とするのではなく、遺伝子の機能解明、遺伝子組換え等による新規植物（科、属、種レベル）やその作出方法を対象とするものとして、植物の新品種を対象とする品種登録との関係が整理されていると理解するのが一般的であろう。なお、あくまで私見であるが、現在、新品種の育成方法が高度化していることなどから、そのような育成方法や新品種自体（これを含む一定の範囲の植物）

について特許要件である進歩性等を満たすものとして特許出願が行われることが想定される。今後、特許庁における進歩性の判断次第では、植物の新品種に関して特許の対象範囲が拡大し、品種登録制度の対象範囲との再度整理が必要になる場合が生じることが予想される。

### (7) 育成者権

ア 育成者権は、品種登録により発生する権利であり（第19条第1項）、その存続期間は、品種登録の日から25年（果樹等の永年性植物については30年）である（同条第2項）。育成者権者は、登録品種及び登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する（第20条第1項）。

品種の利用（法第2条第5項）とは、その品種の種苗について、生産（種苗を生産すること）、調整（きょう雑物の除去、精選等）、譲渡・その申出、輸出入又はこれらの行為をする目的をもってする保管をすること、収穫物・政令で定める一定の加工品について、生産、譲渡若しくは貸渡し・それらの申出、輸出入又はこれらの行為をする目的をもってする保管をすることをいう。ただし、収穫物については、種苗の段階で、加工品については、種苗及び収穫物の段階で、それぞれ権利を行使する適当な機会がなかったことを要する。

「業として」利用する場合とは、個人的又は家庭的な利用とはいえない場合をいい、営利目的の有無や反復・継続の有無を問わず、1回の利用も「業として」の利用に該当し得る。

イ 育成者権者は、従属品種（親となる登録品種に主として由来し、そのわずかな特性を変更して育成された品種）及び交雑品種（繁殖のために登録品種を常に交雑させる必要のある品種）が仮に品種登録された場合に、これらの品種の育成者が有することとなる権利と同一の種類の権利を専有する。従属品種等が登録された場合、従属品種等について育成者権が発生するので、従属品種等についての親品種の育成者権と従属品種等の育成者権等が併存することとなる。このため、第三者が当該従属品種等を利用するときは、親品種と従属品種等の両方の育成者権者の許諾を得なければならないこととなる。

ウ 種苗法上、育成者権の効力が及ばない範囲を規定しており、その主要なものとして、①試験研究目的のためにする品種の利用（法第21条第1項第1号）、②農業者の自家増殖（同条第2項及び第3項）、③権利

の消尽（同条第4項）がある。

### (ア) 試験研究目的のためにする品種の利用

新品種の育成には、既存品種の利用が不可欠であって、既存品種が登録品種である場合にも新品種育成のために自由に利用することができるようにすることが新品種の育成の振興という品種登録制度の目的に合致する。このため、新品種の育成等の試験研究目的の利用については、育成者権の効力の範囲外とされている。

しかしながら、育成者権に関する許諾契約においては、供給した登録品種の種苗を新品種の育種素材として利用する行為を禁止する条項を設ける例が見受けられる。このような条項は、いわゆるオーバーライド条項として有効性が問題となり得るものであり、その社会的影響及び適法性について十分に吟味する必要がある（平成18年12月19日「植物新品種の保護の強化及び活用の促進に関する検討会報告」参照）。

### (イ) 農業者の自家増殖<図3参照>

農業者の自家増殖とは、農業者が収穫物の一部を次期作用の種苗として使用することである。自家増殖行為は、種苗の生産（収穫物の種苗転用）に該当することから、本来育成者権の効力が及ぶはずであるが、農業者が従来から慣行として自家増殖を行ってきたことから、生産現場の混乱を避けるため、自家増殖について、原則として育成者権の効力の範囲外とし（法第21条第2項本文）、例外的に契約で別段の定めをした場合（同項ただし書）及び省令で定める栄養繁殖植物（同条第3項）<sup>(4)</sup>には育成者権の効力が及ぶものとしている。現在、育成者権の効力が及ぶ栄養繁殖植物として、既に自家増殖を制限する契約を締結する慣行が定着していると考えられる82属種が定められている（種苗法施行規則第16条、別表第3）。

このような農業者の自家増殖に関する種苗法の規定については、UPOV条約第15条(2)の規定に沿ったものといえることができる。もっとも、同条約の規定は、原則として自家増殖にも育成者権の効力が及ぶとする規定の仕方となっており、種苗法の規定の仕方と異なっている。農業者の自家増殖に関する種苗法の規定の仕方については、これまでも議論がされているところであり、農林水産省知的財産課としては、生産現場、許諾契約等の実態を十分に検討

した上で、改正の可否等を検討していくこととしている。

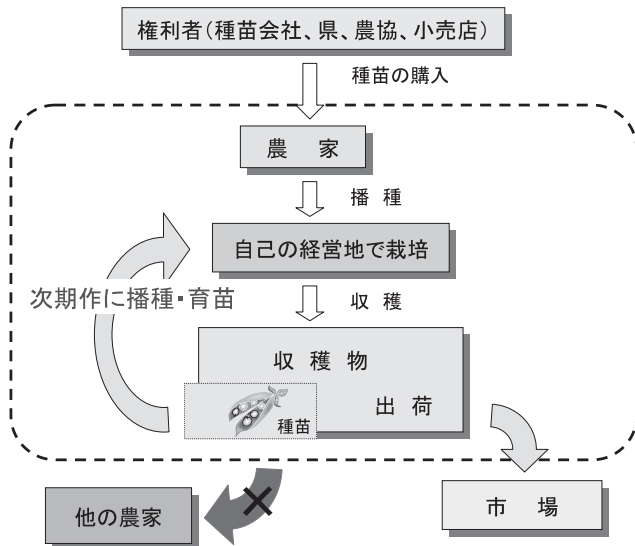


図3 農業者の自家増殖

(ウ) 権利の消尽

種苗法上、特許法と異なり権利の消尽の明文の規定が設けられており（法第21条第4項）、登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が育成者権者（専用利用権者又は通常利用権者を含む。）の意思に基づいて譲渡された場合、育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばないものとされている。例外的に、①登録品種等の種苗を生産する行為、②登録品種について品種の育成に関する保護を認めていない国に対して登録品種等の種苗を輸出する行為又は最終消費以外の目的で収穫物を輸出する行為については、権利の消尽は生じないものとされている。例えば、100本の苗木を購入し、その100本を更に譲渡する行為については、権利の消尽により育成者権の効力は及ばない。これに対し、購入した100本の苗木を植栽し、その木から100本の穂木をとってこれを譲渡する行為については、上記①に該当し、育成者権の効力が及ぶこととなる。

上記②の種苗等の輸出が制限される国は、品種保護制度を有していない国又は品種保護制度は有するものの、輸出する登録品種が属する植物の種類を保護対象としていない国をいうものと解されている。もっとも、外国が新たに品種保護制度を創設した場合や保護対象植物の種類を拡大した場合において、未譲渡性の要件について特例措置（UPOV条約第6条（2））が設けられなかったときは、登録品種の育成者権者が当該外国で品種登録を受けようとし

ても、未譲渡性の要件を満たさないとして、品種登録を受けることができない事例が生じる可能性がある。上記のような解釈では、権利の消尽の例外を定めた趣旨が全うされないおそれがあり、今後の検討課題といえる。

(8) 育成者権侵害

ア 民事上の請求

育成者権が侵害された場合、特許権等が侵害された場合と同様に、差止請求、損害賠償請求、不当利得返還請求、信用回復の措置請求等が可能である。平成19年の種苗法改正により、特許法等の他の知的財産法に沿って、育成者権侵害訴訟における民事訴訟の特則規定が拡充され、①損害の額の推定等、②過失の推定、③具体的態様の明示義務、④書類の提出等、⑤損害計算のための鑑定、⑥相当な損害額の推定、⑦秘密保持命令、⑧当事者尋問等の公開停止といった規定が設けられている（法第34条ないし第43条）。

なお、種苗法上、特許法第104条の3（特許権者等の権利行使の制限）に相当する規定は設けられていない。これは、種苗法には特許における独自の無効審判制度が設けられていないことのほか、育成者権に係る裁判例の蓄積が必ずしも十分ではない現状を考慮されたためであり、育成者権侵害訴訟において、品種登録が取り消されるべきものであることが明らかな場合の権利濫用の抗弁（最高裁平成12年4月11日第三小法廷判決・民集54巻4号1,368頁参照）を認めない趣旨ではない。前掲知財高裁判決は、育成者権侵害訴訟において、品種登録が種苗法第3条第1項、第4条第2項、第5条第3項、第9条第1項、第10条の規定に違反してされたものであり、取り消されるべきものであることが明らかな場合には、育成者権に基づく権利行使は、権利の濫用に当たり許されないと判示している。

イ 刑事罰

育成者権侵害の罰則については、平成19年の種苗法改正により、特許権侵害罪等と同様の水準まで引き上げられ、個人は10年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科（法第67条）、法人は3億円以下の罰金（法第73条第1項第1号）となった。

ウ 水際取締り

関税法上、育成者権侵害物品が輸入禁制品及び輸出禁制品に指定され、税関による水際取締りの対象とされているほか、育成者権が輸入差止申立て及び輸出差

止申立てをすることが可能となっている。海外で育成者権者に無断に持ち出され、違法に生産された農産物が、我が国に違法に輸入される事案が大きな問題として顕在化しているところであり、水際取締りの重要性が高まっている。

(9) 品種名称の使用

種苗は、一般的に、その外観からだけでは品種を特定・区別することが困難であることから、品種の名称が種苗の品種を同定・識別する機能を果たしており、品種登録制度の一つの特徴となっている。このため、種苗法上、品種の名称は、出願公表や品種登録の際の公示の対象となるとともに、品種登録後には、登録品種の種苗を業として譲渡の申出又は譲渡する場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならず、また、登録品種が属する種類又は類似する種類に属する当該登録品種以外の品種の種苗を譲渡等する場合には、当該登録品種の名称を使用してはならないものとされている（法第22条）。

(10) 品種登録表示・虚偽表示の禁止

ア 平成19年の種苗法改正により、登録品種の種苗を業として譲渡する者に対して、その種苗が品種登録に係る旨の表示（品種登録表示）を付することが努力義務化された（第55条）。この品種登録表示の努力義務については、特許表示の場合と異なり、権利者だけでなく、種苗を業として譲渡する者も対象とされている。

イ 同じく平成19年の種苗法改正により、登録品種でない品種の種苗に品種登録表示等を付することが禁

止され（第56条）、罰則が設けられた（第69条、73条、第2号）。

近時、虚偽表示の禁止の規定やその趣旨に反するかのような表示が付されている事例が散見されており、同規定の趣旨を踏まえた適正な表示が求められる。

3. 品種登録の手続

(1) はじめに<図4参照>

品種登録の手続について概観すると、品種登録を受けようとする新品種の育成者等は、農林水産大臣に願書を提出し、農林水産省知的財産課種苗審査室は、出願を受理すると、提出書類の不備の有無、名称の適切性及び未譲渡性の各要件を審査し、必要に応じて補正命令が発せられる。これらの審査に問題がなければ出願公表が行った上、区別性、均一性及び安定性といった特性審査を実施し、これらの要件を満たしていると判断された場合には、再度名称の適切性の要件を審査し、問題がなければ品種登録が行われる。

(2) 品種登録出願

品種登録出願は、農林水産大臣あて（窓口・農林水産省生産局知的財産課種苗審査室）に、願書（品種登録願）を提出して行う。願書には、出願品種の特性等を記載した説明書及び植物体の写真を添付しなければならない。職務育成品種の場合、外国人の出願の場合等の出願の条件によっては、証明書類が必要となる場合がある。

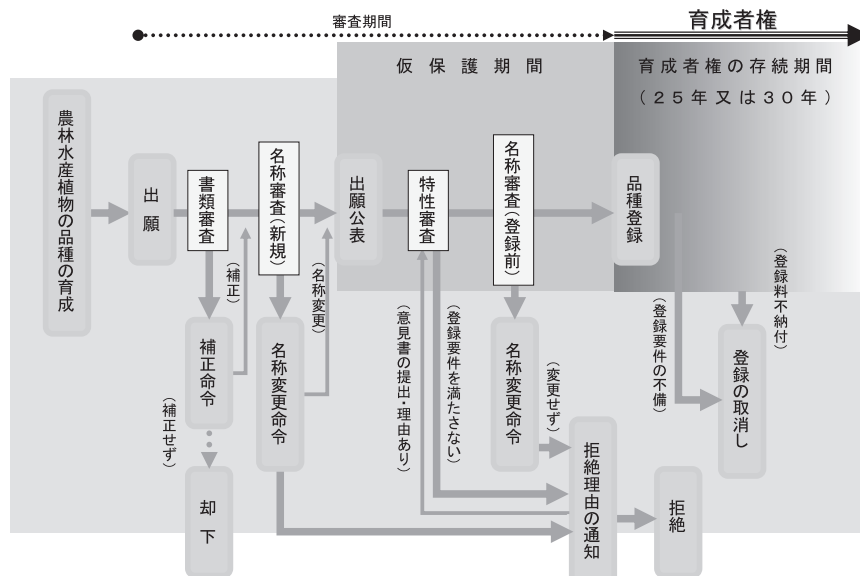


図4 品種登録手続

願書、説明書等の様式、記載事項等については、平成 20 年 4 月 1 日施行の種苗法施行規則の改正により、国際標準化・簡素化が図られた。願書、説明書等の様式・記載方法については、様式・「品種登録出願の手引き」を農林水産省の品種登録ホームページ (<http://www.hinsyu.maff.go.jp>) において入手することができるので参照されたい。願書、説明書等の作成、特に、出願品種の特性等に係る情報の記載が不十分・不適切であるなどする結果、審査に支障が生じる例が見られるところであり、このような事例への対応が課題となっている。

品種登録の出願料は、現在 4 万 7,200 円である。なお、品種登録制度においては審査請求料は必要がない。

### (3) 方式審査等

種苗審査室においては、品種登録出願があった後、提出書類の不備等について審査（方式審査）が行われ、不備等があった場合には補正命令が発せられる。

方式審査を経た後、出願品種の名称の適切性について審査し、不適切な名称であると判断された場合には、適切な名称に変更するよう命令（名称変更命令）が発せられる。

また、出願品種の未譲渡性についても審査し、未譲渡性の要件を欠くと判断される場合には、出願が拒絶される。未譲渡性については、後述の出願公表後に寄せられる情報等によっても審査が行われる。

### (4) 出願公表

方式審査・名称審査等の後、官報に掲載する方法により出願公表が行われ、出願品種の名称、出願者の氏名・住所等の一定の事項が公表される。出願公表の効果として仮保護の状態となる。出願公表により公表される情報については農林水産省の品種登録ホームページを通じて入手することができる。

種苗法上、出願公表は、出願を受理した後（補正を命じた場合にはその補正が行われたとき）、遅滞なく行われることとされており、実務上、補正を要しない場合には、出願後 3、4 か月で出願公表が行われている。出願公表の早期化の要望等を踏まえて、審査当局において手続の合理化等を図り、早期化へ向けての努力をしているところである。

### (5) 特性審査

出願公表後、区別性、均一性及び安定性といった出願品種の特性審査が行われる（特性審査については各要件のアルファベットの頭文字をとって DUS テスト

と呼ばれている。）。特性審査の方法としては、栽培試験及び現地調査といった実際に植物を栽培して審査する方法のほか、例外的な審査方法として資料調査がある。品種登録の審査は、実際に植物を栽培して審査する点で、書面審査による特許等の審査と異なっている。

ア 栽培試験は、独立行政法人種苗管理センターにおいて出願品種と対照品種（出願品種と特性の類似する既存品種として選定された品種）とを同一条件下で栽培し、審査する方法であり、生育の全課程にわたって特性を調査することができ、最も正確な結果が得られることから審査の基本的な方法に位置付けられている。

イ 現地調査は、出願者に出品品種と対照品種とを同一条件下で栽培させ、審査官が現地に赴いて審査する方法である。現在の現地調査の実務においては、制度自体に内在する問題や運用上の問題など、少なからず課題が指摘されているところである。

ウ 資料調査は、出願者が公立試験研究機関等である場合など、添付資料に高い信頼性が確保される場合には、例外的に栽培試験又は現地調査に代えて資料によって特性調査をすることがある。また、外国で既に品種登録がされた品種について、当該外国の審査当局による審査データを用いる方法も検討されている。

エ なお、栽培試験においては、出願者に提出を命じた出品品種の種苗を用いて審査が行われているが、出願者から提出される種苗が必ずしも状態のよくないものであり、その結果、審査に支障が生じる例が少なからず報告されている。また、現地調査においては、出願者において必ずしも適切な栽培が行われていない例が報告されている。再試験を実施することにより、後願の出願の登録遅延が生じるおそれがあるので、適正かつ迅速な審査のためには、優良な種苗の提出等が不可欠であり、出願者には責任を果たしていただくことを求めたい。

### (6) 名称審査

出願時の名称審査に加えて、登録時にも名称審査が行われる。この点、品種名称の適切性として、登録品種の名称と登録商標との法的効果を調整するため、出願品種の名称が、出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものでないことなどが必要とされている（第 4 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）。商標法にも同様の調整規定が設けられている（商標法第 4 条第 1 項第 14 号）。この調整規定との関係で、品種登録の審査期間（平成



19年度・約2.9年)よりも商標の審査期間(ファーストアクション期間(平成18年・6.5か月)の方が短い)ため、品種登録出願の後に、第三者が当該出願品種の種苗と類似の商品について類似の名称により商標出願し、先に商標登録された結果、出願品種の名称変更を余儀なくされるという事例が生じている。このような事例を回避するため、現在、品種登録の出願者において、品種登録出願と同時に、同一名称で商標出願をし、商標登録を受けておいて、品種登録がされる段階になって、商標を放棄するといったことが行われている。このような事例への対応が課題の一つとなっている。

#### (7) 品種登録・拒絶

ア 出願品種について品種登録の要件を満たしていると判断されると、品種登録簿に一定事項を記載して品種登録が行われるとともに、官報に公示される。

品種登録の登録料は、1年目から3年目までが年6,000円、4年目から6年目までが年9,000円、7年目から9年目までが1万8,000円、10年目から30年目までが年3万6,000円であり、法定の期限内に納付されない場合には、品種登録が取り消される。

品種登録簿の特性表には、登録品種の重要な形質に係る特性が記載されている。しかしながら、品種登録制度の保護対象は、品種という現実に存在する植物体の集団であることから、権利の範囲は、当該植物体の集団に含まれるか否かにより決せられる。特性表については、栽培試験の結果等に基づき、登録品種の特性がまとめられているものとどまり、直接に権利の範囲を定めるものではないと解すべきである。この点、特許が発明を保護対象とし、その保護範囲が特許請求の範囲の記載に基づき定められるのとは異なる。

イ 品種登録の要件を満たしていないと判断された場合等には、出願者に拒絶理由が通知され、意見書の提出の機会が与えられた上、意見書によっても拒絶理由が解消されていないと判断される場合にも、出願が拒絶されることになる。

#### (8) 不服申立て・品種登録の取消し

ア 品種登録や拒絶に対する不服申立てについては、特許制度のような審判制度は設けられておらず、行政不服審査法に基づく異議申立てや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟によることになる。

品種登録に対する異議申立てについては、種苗法上、期間制限が排除されているなどの特則が定められている(第51条)。

イ 品種登録について、区別性の要件等を当初から欠いている場合、品種登録後に安定性等の要件を欠くに至った場合、登録料が納付されない場合等には、品種登録が取り消される(第49条)。

#### 4. おわりに

本年は、(旧)種苗法への全部改正から30年、現行種苗法となってから10年の節目の年である。育成者権は、農林水産分野における重要な知的財産権として定着しつつあるとともに、我が国の農林水産業の発展や国際競争力の強化を図る上で不可欠の存在になっている。農林水産省生産局知的財産課としては、育成者権の適切な保護・活用を図るため、審査期間の短縮、DNA品種識別技術の開発の促進、品種保護Gメンによる権利侵害対策の支援、東アジア植物品種保護フォーラムの設置・開催等の各種取組みを行ってきたところである。本稿では、これらの取組みの詳細の説明については控えるが、今後も、品種保護制度の更なる発展に向けて、日々制度のあり方について検討していきたいと考えている。

#### 注

- (1) 農産種苗法における名称登録制度は、優秀な新品種を育成した者が農林大臣に出願し、その優秀性が認められた場合には、種苗名称登録簿に品種名称を登録し、一定期間、登録者が登録品種の種苗の販売に際して当該登録名称の使用を独占することができる制度であった。
- (2) UPOV条約は、植物の新品種の保護の条件、内容、最低限の保護期間等の基本原則を定めている条約であり、1978年及び1991年に主要な改正が行われている。UPOV条約の締約国は、現在64か国+EUであり、アジア地域の締約国は、日本、中国、韓国、シンガポール及びベトナムの5か国である。
- (3) 農林水産省生産局「種苗課」は、平成20年8月1日付けの組織改編により(農林水産省組織令の一部を改正する政令(平成20年政令第241号)参照)、「知的財産課」に改組された。
- (4) 栄養繁殖植物とは、枝、球根、塊茎等の栄養体を株分け、挿木、接木等の方法により繁殖させることが可能な植物をいう。

(原稿受領 2008.8.4)